（健康保険法施行規則の一部改正）

第二条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第百九条の二の表二の項第二欄中「第十一条の二第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に改める。

第百九条の三第二号の表二の項の項下欄中「第十一条の二第一項第一号イ」を「第十一条第一項第一号イ」に改める。

第百九条の四の表二の項第二欄中「第十一条の二第一項各号」を「第十一条第一項各号」に改める。

第百九条の五の表二の項の項中「第十一条の二第二項」を「第十一条第二項」に改める。

第百九条の八の表船員保険法施行令第十一条の三第一項及び第二項の項上欄中「第十一条の三第一項」を「第十二条第一項」に改める。

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第三条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の四第三号中「並びに」を「、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）第四条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金及び障害手当金並びに」に改める。

（社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部改正）

第四条　社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和二十三年厚生省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表一の項上欄中「第二十八条第五項第二号」を「第五十三条第六項第二号」に改め、同項下欄中「第二十八条ノ二第二項若しくは第二十八条ノ四第二項」を「第五十四条第二項若しくは第五十八条第二項」に改める。

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第五条　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　一年を通じて船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員として船舶所有者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者）に使用される者の賃金について、基本となるべき固定給のほか、船舶に乗り組むこと、船舶の就航区域、船積貨物の種類等により変動がある賃金が定められる場合には、基本となるべき固定給に係る平均賃金に相当する額と変動がある賃金に係る平均賃金に相当する額とを基準とし、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従つて算定する額とする。

第十三条第一項第七号中「昭和十四年法律第七十三号。」を削る。

第四十六条の十七第三号中「採捕の事業」の下に「（七に掲げる事業を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

七　船員法第一条に規定する船員が行う事業

第四十六条の二十三第二項及び第三項中「第四十六条の十八第三号」を「第四十六条の十七第七号に掲げる事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者の団体及び第四十六条の十八第三号」に改める。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則の一部改正）

第六条　労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則（昭和三十一年労働省令第十七号）の一部を次のように改正する。

様式第二号中「公共職業安定所長」を「公共職業安定所又は地方運輸局の長」に改める。

様式第四号中「公共職業安定所長」を「公共職業安定所又は地方運輸局の長」に改める。

（保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正）

第七条　保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の表第三条の項第四欄中「（被扶養者証を含む。）」を削り、同表第四条の項第四欄中「第五十条ノ九又は第五十条ノ十」を「第七十二条又は第八十条」に改め、同表第五条第一項の項を次のように改める。

第五条第一項	第七十四条	第百四十九条において準用する法第七十四条	第五十五条
	第八十五条	第百四十九条において準用する法第八十五条	第六十条
	第八十五条の二	第百四十九条において準用する法第八十五条の二	第六十二条
	法第八十六条	法第百四十九条において準用する法第八十六条	法第六十条
	第六十三条第二項第一号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）及び同項第二号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。）についての費用の額に法第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額	第百四十九条において準用する法第七十四条第一項に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）及び同項第二号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。）についての費用の額に法第百四十九条において準用する法第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額	第五十三条第二項第一号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）及び同項第二号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。）についての費用の額に法第五十五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額又は法第六十三条第三項の規定に基づき算定費用額から控除される金額
	第七十六条第二項、第八十五条第二項、第八十五条の二第二項又は第八十六条第二項第一号	第七十六条第二項、第八十五条第二項、第八十五条の二第二項又は第八十六条第二項第一号	第五十八条第二項、第六十一条第二項、第六十二条第二項又は第六十三条第二項第一号
	第百十条	第百四十条	第七十六条
	支払を受ける	支払を、特別療養費に係る療養を受けた者については法第七十六条第二項、第八十五条第二項、第八十五条の二第二項又は第八十六条第二項第一号により算定された費用の額から法第百四十五条の規定による特別療養費との額に相当する額を控除した額の支払を受ける	支払を受ける

第二十四条の表第五条第二項の項第四欄中「第二十八条ノ七第二項」を「第六十一条第二項」に、「第三十一条ノ二第三項」を「第七十六条第三項」に、「第二十八条ノ八第二項」を「第六十二条第二項」に、「第二十九条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、同表第六条の項第四欄中「第二十九条ノ二」を「第六十四条」に、「第三十条」を「第六十九条」に、「第三十二条第一項」を「第七十三条第一項」に、「第三十三条」を「第八十一条」に改める。